

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合

2016年8月9日

(一社) 全国消費者団体連絡会 河野 康子

本日の会合を都合により欠席いたしますので、消費者オブザーバーの立場から以下の通り意見を申し述べます。

2017年4月からの「ガス小売り全面自由化」に向けて、一般ガス事業者からの託送供給約款認可申請に対する審査手続き開始に伴い、託送料金の妥当性について、透明性ある情報公開と活発な審議により、消費者・需要家にとって納得のいく託送料金認可となることを望みます。

○今回のガス託送料金審査は、電力と異なり、ヤードスティック方式（以下YS方式）という比較査定の適用により個別の費用査定は行われないうこととなっています。託送約款申請を行うガス事業者が100社以上あり、事業規模等もさまざまであることなどから、電力託送料金審査と同様な手続きを踏むことは困難であるとの方針は理解できる一方で、今回、国の審査専門会合における審査対象となった東京ガス、大阪ガス、東邦ガス3事業者は、H28年6/1時点で経済産業大臣の許可を受けている203の一般ガス事業者の中での販売量比率は7割を超えています。この3事業者の審査においても、託送原価の約1/3はYS方式で判断され個別の審査対象からはずれてしまうことに疑問を禁じ得ません。導管部門の法的分離は今後5年間行われないうこと等を考えると、ガス小売り全面自由化の成否を握る新規事業者の参入において重要となる託送料金の審査は、厳格に行ってほしいと思います。

○YS方式の査定は、業界内での相対的な比較であり、比較対象とされているグループにおいて能率的な経営や事業の効率化が行われていない場合、不要なコストが積み重なっていても排除できません。「労務費」「委託作業費」「一般管理費」は、業界水準だけで簡単に判断すべきではなく、具体的な内訳を開示し、できれば費目ごとに比較審査すべきです。また、「労務費」においては、人件費、役員報酬、顧問料等、電力託送料金審査で注視された項目について個社ごとの原価を見える形で示してください。

○YS方式の査定にあたって、低廉な託送料金を実現するという観点から、現行の「一般ガス事業供給約款料金審査要領」等において、原則値上げ認可申請時には原価への参入が認められないとされた需要開拓費、寄付金、団体費、交際費、政治献金、書画骨董、厚生施設や文化体育に係る費用、持ち株奨励金の8項目について実績費用から控除した上で実績単価を求めることとされていますが、こうした控除が確実に行われているかどうかについては、個別審査がないためわかりにくい。消費者・需要家にとって重要である低廉な料金実現のために適切な控除が行われていることを見える形で示してください。

○今回の託送料金認可申請審査に当たり、資源エネルギー庁においては、託送料金の適正性について広く国民の理解を得るため、徹底した情報公開とともに、透明性の高いプロセスを踏むこととし、8月2日付で東京ガス・大阪ガス・東邦ガス・西部ガス・東部ガスの5事業者に対する意見公募を開始しました。しかしながら、本年4月からの「電力小売り全面自由化」の際にも、制度変更に対する国民への周知は不十分で、託送料金の妥当性について意見を申し述べることは、難しい状況でした。ガス自由化に関しても国民の多くはその目的や意義、制度の仕組み等について十分な理解がありません。意見募集と同時に制度変更の広報を積極的に行ってください。

○託送料金の認可申請審査は、十分な時間をとって丁寧に進められるべきです。同時に、本年4月以降の電気料金検針における不具合等と同様な混乱が起きないように、来年4月からの施行に対して、事業者のメニュー提案やシステム変更のために余裕ある決定が望まれます。